

議案第 38 号

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 5 月 9 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、特別職の職員で常勤のものの給与に関して、国家公務員の指定職に準じた給与改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条第2項及び大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

国家公務員の指定職の給与改定に準じた改正を実施するものです。

2 改正の概要

- (1) 期末手当の支給月数を 0.1 月分引下げ、3.25 月に改定します（現行 3.35 月）。（第 4 条関係）

	6 月期	12 月期	計
令和 3 年度 期末手当	1.675 月	1.675 月	3.35 月
令和 4 年度以降 期末手当	1.625 月	1.625 月	3.25 月

- (2) 特例措置により、令和 3 年 12 月に行う予定だった期末手当の引き下げ相当額（0.1 月分）を、令和 4 年 6 月の期末手当で調整します。（附則第 2 項関係）

	6 月期	12 月期
令和 3 年度 期末手当	1.675 月	1.675 月（現行）→1.575 月

3 施行期日

公布の日から施行します。